

大河原町 P P P / P F I 手法  
導入優先的検討規程

令和 5 年 3 月  
大河原町

## 大河原町 P P P / P F I 手法導入優先的検討規程

新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図るとともに効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めることを目的として、公共施設等の整備等に多様な P P P / P F I 手法を導入するための優先的検討規程を次のように定める。

### 1 総則

#### 一 目的

本規程は、優先的検討を行うに当たって必要な手続きを定めることにより、新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

#### 二 定義

本規程において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- イ P F I 法 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 1 7 号）
- ロ 公共施設等 P F I 法第 2 条第 1 項に規定する公共施設等
- ハ 公共施設整備事業 P F I 法第 2 条第 2 項に規定する公共施設等の整備等に関する事業
- ニ 利用料金 P F I 法第 2 条第 6 項に規定する利用料金
- ホ 運営等 P F I 法第 2 条第 6 項に規定する運営等
- ヘ 公共施設等運営権 P F I 法第 2 条第 7 項に規定する公共施設等運営権
- ト 整備等 建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。
- チ 優先的検討 本規程に基づき、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様な P P P / P F I 手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討すること
- リ 指針 「多様な P P P / P F I 手法導入を優先的に検討するための指針」（平成 2 7 年 1 2 月 1 5 日民間資金等活用事業推進会議決定）

## 2 対象とする P P P / P F I 手法

本規程の対象とする P P P / P F I 手法は次に掲げるものとする。

### イ 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法

手法等	概要
公共施設等運営権方式	利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を行政が有したまま施設の事業運営に関する権利を長期間にわたって付与する方式。
指定管理者制度	地方自治法第 244 条の 2 に基づき、公の施設の管理・運営を、法人その他団体に包括的に行わせることができる制度。
包括的民間委託	性能発注の考え方に基づく委託方式。原則として複数年契約。
O 方式（運営等 Operate）	民間事業者が維持管理及び運営を行う方式。

### ロ 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法

手法等	概要
B T O 方式 （建設 Build-移転 Transfer-運営等 Operate）	民間事業者が施設の設計・施工・維持管理・運営を包括して行う方式。施設の所有者は、建設完了後速やかに民間事業者から行政に移転する。
B O T 方式 （建設 Build-運営等 Operate-移転 Transfer）	民間事業者が施設の設計・施工・維持管理・運営を包括して行う方式。施設の所有権は、事業終了後に民間事業者から行政に移転する。
B O O 方式 （建設 Build-所有 Own-運営等 Operate）	民間事業者が施設の設計・施工・維持管理・運営を包括して行う方式。施設の所有権は、民間事業者から移転しない。
D B O 方式 （設計 Design-建設 Build-運営 Operate）	行政が資金調達を行い、民間事業者に施設の設計・施工を委託する。施設の所有権は行政にあり、維持管理・運営を民間事業者に包括して発注する（公設民営）。
R O 方式 （改修 Rehabilitate-運営 Operate）	民間事業者が施設の改修・維持管理・運営を包括して行う方式。施設の所有権の移転はない。

E S C O (Energy Service Company)	省エネルギーに関する包括的なサービスを提供する事業。
--	----------------------------

#### ハ 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を行う手法

手法等	概要
B T 方式 (建設 Build- 移転 Transfer)	民間事業者が施設の設計・施工を包括して行う方式。維持管理・運営は、行政又は民間事業者が行う。施設の所有権は、建設完了後、速やかに民間事業者が行政に移転する。
D B 方式 (設計 Design-建設 Build)	民間事業者が施設の設計・施工を包括して行う方式。維持管理・運営については、別途事業者を選定し委託する。施設は行政が所有する。
その他	リース方式(民間建設借上方式)及び特定建築者制度等(市街地再開発事業の特定建築者制度、特定業務代行制度及び特定事業参加者制度並びに土地区画整理事業の業務代行方式を言う。)

### 3 優先的検討の開始時期

新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合のほか、次に掲げる場合その他の公共施設等の整備等の方針を検討する場合に、併せて優先的検討を行うものとする。

- イ 「大河原町長期総合計画」の策定又は改定を行うとき
- ロ 「大河原町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定又は改定を行うとき
- ハ 「大河原町公共施設等総合管理計画」の策定又は改定を行うとき
- ニ 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日総務省自治財務局通知)第2の「経営戦略」の策定又は改定を行うとき
- ホ ニに掲げるもののほか、公営企業の経営の効率化に関する取組みを検討するとき
- へ 公有地の未利用資産等の有効活用を検討する場合
- ト 公共施設等の集約化又は複合化等を検討するとき

## 4 優先的検討の対象とする事業

次の一及び二に該当する公共施設整備事業を優先的検討の対象とする。

一 次のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業

- イ 建築物又はプラントの整備等に関する事業
- ロ 利用料金の徴収を行う公共整備事業

二 次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業

- イ 事業費の総額が5億円以上の公共施設整備事業（建築、又は建築とともに周辺附帯設備、改修を含むものに限る。）
- ロ 単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）

三 対象事業の例外

次に掲げる公共施設整備事業を優先的検討の対象から除くものとする。

- イ 既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
- ロ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業
- ハ 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
- ニ 災害復旧事業費、緊急に実施する必要がある公共施設整備事業

## 5 適切なPPP/PFI手法の選択

一 採用手法の選択

町は、優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、次の「6 簡易な検討」又は「7 詳細な検討」に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質保持に留意しつつ、最も適切なPPP/PFI手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

二 評価を経ずに行う採用手法導入の決定

町は、採用手法が次に掲げるものに該当する場合には、それぞれ次に定めるところにより、当該採用手法の導入を決定することができるものとする。

指定管理者制度	次の「6 簡易な検討」及び「7 詳細な検討」の省略
当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当するBTO方式	次の「6 簡易な検討」を省略し、「7 詳細な検討」を実施
民間事業者からPPP/PFIに関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法	

## 6 簡易な検討

### 一 費用総額の比較による評価

町は、別紙のPPP/PFI手法簡易定量評価調書により、自ら公共施設等の整備等を行う。

従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

「5 適切なPPP/PFIの手法の選択」において複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。

- イ 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用
- ロ 公共施設等の運営等の費用
- ハ 民間事業者の適正な利益及び配当
- ニ 調査に要する費用
- ホ 資金調達に要する費用
- ヘ 利用料金収入

### 二 その他の方法による評価

町は、採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、一にかかわらず、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につな

がることを客観的に評価することができる方法により、採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

- イ 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価
- ロ 類似事例の調査を踏まえた評価
- ハ 行政職員の業務負担の軽減が期待できること

## 7 詳細な検討

### 一 趣旨

町は、「6 簡易な検討」において、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業を対象として、詳細な検討を行い、採用手法の適否を評価するものとする。

### 二 評価基準

詳細な検討において、公共施設等の管理者等は、専門的なコンサルティング事業者を活用するなど、要求事項やリスク分担等の検討を行うものとする。また、民間事業者等とのサウンディング型事業調査で、より検討の精緻化をしていく上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

### 三 検討項目

- イ 従来型手法及び採用手法の長所及び短所の整理並びに当該短所の解決策の検討
- ロ 採用手法を導入する場合の民間事業者に委託する業務の範囲及び要求水準の検討
- ハ リスク分担の検討
- ニ 従来型手法及び採用手法を導入した場合それぞれの費用総額の算出及び比較
- ホ 採用手法に公共施設等運営権方式等の既存公共施設等に用いられる手法が含まれる場合にあっては、次に掲げる検討
  - (1) 当該事業の長期契約への適否の検討
  - (2) 既存の公共施設等の状態に関わるリスク分担の検討（開示できる公共施設等の情報の内容を含みます。）へ採用手法にBTO方式等の設計、建

設又は製造及び運営等を一括して委託する手法が含まれる場合にあっては、当該事業の長期契約への適否の検討

## 8 評価結果の公表

検討による評価の結果、PPP／PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

### 一 簡易な検討の結果

#### イ 費用総額の比較による評価の結果

PPP／PFI手法を導入しないこととした旨その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測に繋がらない事項	PPP／PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
PPP／PFI手法簡易評価調書の内容	入札手続の終了後適切な時期

#### ロ その他の手法による簡易な検討の結果

PPP／PFI手法を導入しないこととした旨及び客観的な評価結果の内容（当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらないものに限る。）	PPP／PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
客観的な評価結果の内容（当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながるものに限る。）	入札手続の終了後適切な時期



ハ 詳細な検討の結果

PPP／PFI手法を導入しないこととした旨及び客観的な評価結果の内容（当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらないものに限る。）	PPP／PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
PPP／PFI手法簡易評価調書の内容	入札手続の終了後適切な時期

別紙

PPP/PFI手法簡易定量評価調書

	従来型手法 (公共施設等の管理者等が自ら整備等を行う手法)	採用手法 (候補となる PPP/PFI 手法)
整備等費用 (運営等を除く。)		
〈算出根拠〉		
運営等費用		
〈算出根拠〉		
利用料金収入		
〈算出根拠〉		
資金調達費用		
〈算出根拠〉		
調査等費用		
〈算出根拠〉		
税金		
〈算出根拠〉		
税引後損益		
〈算出根拠〉		
合計		
合計 (現在価格)		
財産支出削減率		
その他 (前提条件等)		